

衛生推進者養成講習のご案内

労働安全衛生法第20条～第25条により、事業主には上記の対策を講じ、事業場及び作業場の安全衛生管理に努めることが義務づけられています。

また、これらの措置を円滑に遂行するため、事業場に常時10人以上50人未満の労働者を使用する

- ◆林業 ◆電気業 ◆熱供給業 ◆各種商品卸売業 ◆製造業（物の加工業を含む）
- ◆鉱業 ◆ガス業 ◆燃料小売業 ◆各種商品小売業 ◆家具・建具・じゅう器等卸売業
- ◆建設業 ◆水道業 ◆ゴルフ場業 ◆自動車整備業
- ◆運送業 ◆通信業 ◆清掃業 ◆旅館業

上記以外の事業場（小売業、金融業、保険業、医療業、幼稚園・保育所、教育施設、社会福祉施設、飲食店、不動産業等）には『衛生推進者』を選任するよう省令が発令されています。

選任の条件として、『労働基準局長が定める講習会を修了した者』が挙げられていますので、当協会では下記の要領で『衛生推進者養成講習会』を開催。事業者の皆様をバックアップ致します。

この機会をぜひご利用いただき、ともに労災ゼロ環境を構築していきましょう。

記

開催月日 令和元年9月18日（水）
会 場 リーパスプラザこが
受講料 受講料=8,640円・テキスト代=1,080円 合計=9,720円
連絡先 福岡東労働基準協会
〒811-3101 福岡県古賀市天神1-9-12 TEL・FAX 092-943-0321

社会福祉施設等の第三次産業で労働災害が増加しています

あなたの事業場での安全衛生管理体制は大丈夫ですか？

【主な災害事例】

小売卸売①店頭内において、エレベータを使って搬入作業を行っていたところ、搬入口の機器の開口部から墜落した。

②小走りで通路を曲がったときにバランスを崩し、足をひねった。

社会福祉①ベットから車いすの移乗を介助していたところ、入所者がバランスを崩し転倒しそうになったため、これを支えようとして、肩を痛めた。

②訪問介護において、入浴介助の後、浴室内を片付け、浴室から出たところ、足を滑らせ転倒した。

飲食店 ①厨房内の洗浄作業中、出入り口付近にあった大型扇風機に足を引っかけて転倒した。

②スライサーで肉のカット作業終了後、電源をおとしたが、回転が止まる前に刃に触れ指を切った。

